答弁第三七一号平成二十四年八月二十八日受領

内閣衆質一八〇第三七一号

平成二十四年八月二十八日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出政府による竹島問題の国際司法裁判所への提訴に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出政府による竹島問題の国際司法裁判所への提訴に関する質問に対する答弁

書

一及び三について

我が国政府は、 大韓民国政府に対し平成二十四年八月二十一日に、 竹島問題について、 国際司法裁判所

の提訴としての合意付託の提案及び日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文 (昭和四十

年条約第三十号。以下「交換公文」という。)に基づく調停の提案を行ったところである。 外務省として

同国政府の対応について予断を持って判断することは差し控えたく、また、 お尋ねの我が国政府の今後

の対応についても現時点でお答えすることは差し控えたい。

一について

政府としては、 竹島問題の平和的解決を図る上で有効な方策について、 日韓関係全般に与える影響等も

考慮しつつ、不断に検討してきたが、平成二十四年八月十日に大韓民国の国家元首である李明博大統領が

竹島に上陸したこと等を受け、大韓民国政府に対し平成二十四年八月二十一日に、 竹島問題について、 国

際司法裁判所への提訴としての合意付託の提案及び交換公文に基づく調停の提案を行ったところである。